

## 軍用銀行施設

行政協定第20条（注：地位協定第20条）2項に規定する軍用銀行施設は、一般の商業金融業務を行わないものであるが、その維持運営の細目について左記の事項が昭和27年（1952年）5月の日米合同委員会において確認されている。

- 1 合衆国軍隊に属する個人及び機関（P・X等の機関を含む）による取引は、軍用銀行施設において行う。
- 2 前記の軍用銀行施設の業務は、合衆国財務省によって維持せられているもので収益活動を目的としないから日本国の税金は賦課されない。
- 3 軍用銀行施設の米国人たる職員が当該施設を運営することを唯一の目的として日本に来た場合には、その職員は軍属として取り扱われる。
- 4 軍用銀行施設の設置、廃止については遅滞なく大蔵大臣に報告する。
- 5 軍用銀行施設は、日本にある銀行が通常要求される報告書及び計算書類を提供しないものとするが、合衆国当局は毎月ドルと円交換高を翌月の15日までに大蔵大臣に対して通知する。